

仕 様 書

1 貸付物件

厚木市立病院（所在地：厚木市水引1-16-36）

物件番号	貸付場所	台数
1	別紙 No.A、B、C、D	4台
2	別紙 No.E、F、G、H	4台
3	別紙 No.I、J、K、L	4台

2 貸付期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年）

3 設置機器の仕様

- (1) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用でき、電子マネーによる支払いが可能であること。（自動販売機設置開始時に電子マネー対応ができない場合は、令和4年9月末までには対応すること。）
- (2) 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを考慮し、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
- (3) 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自動販売機備付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。
- (4) 屋外で使用していない自動販売機であること。

4 設置条件

- (1) 本契約後、賃貸人と賃借人で設置に係る日程などの調整を行い、賃借人は自動販売機の設置を完了させること。
- (2) 自動販売機の設置及び撤去に要する費用（電力使用量計測用子メーター設置費用を含む。）維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (3) 販売品目は、缶、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。飲食の制限のある人向けに、水、お茶類、無糖の飲料などを複数導入すること。なお、1階救急センター前に設置する自動販売機については、ペットボトルタイプの経口補水液を導入すること。
- (4) 自動販売機及び容器回収ボックスの設置に当たっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- (5) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (6) 販売品目について要望があった場合は、販売品目等の変更を協議すること。

5 維持管理

- (1) 商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (2) 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ったうえ、周辺の清掃をすること。
- (3) 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 関係の法令及び条例を遵守するとともに、本市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、厚木市の責めに帰する場合を除き、設置事業者がその費用と責任において解決すること。
- (7) 自動販売機の故障や問合せについては連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機に係る盗難等により、商品及び設置機器が汚損又は損傷した時は、設置事業者の責任において対応すること。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。

6 貸付料の支払い

- (1) 貸付料は、自動販売機の税込売上金額に貸付料率の割合を乗じて得た金額（1円未満切捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- (2) 設置事業者は、売上状況を毎月取りまとめ、翌月10日までに報告書を提出することとし、本市が発行する請求書に基づき、毎月の貸付料を支払うものとする。

7 その他

- (1) 設置事業者は、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、本市が指定する期日までに設置事業者の費用負担により原状回復すること。なお、現状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市へ請求することはできない。
- (2) 貸付期間内であっても、その設置場所を本市において使用する必要が生じたとき又は設置条件に違反する行為が認められるときは、貸付契約を取消することができる。